

保健福祉部関係「施設設置管理の基準等」に係る条例の制定について

1 経緯

- ・「地方分権改革推進委員会第3次勧告」を受け、平成21年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定、「義務付け・枠付けの見直し」等方針が記載
- ・平成23年5月に「第1次一括法」が、同年8月に「第2次一括法」が公布
- ・これにより、これまで省令で定められていた社会福祉施設等の基準について、各地方自治体に条例委任されたところ
- ・条例で定める基準は、省令により、従うべき程度ごとに「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3種類に類型化
- ・平成25年4月1日までに条例による基準整備が必要

2 対応方針

- ・条例で定める内容は、条例に委任された「3類型」及び「独自基準」を規定
- ・「独自基準」については、一括法案の趣旨（地域の自主性及び自由度の拡大）を踏まえ、本県の持つ特性や各施設・事業等の利用者や事業者等の視点を考慮
- ・関係団体の意見も尊重し、慎重に対応するとともに、「努力義務」として規定

3 スケジュール

- ・24年 6月 関係団体との調整
社会福祉審議会の意見聴取
- ・24年 7月 パブリックコメントの実施
- ・24年 9月 県議会に条例案を提案
- ・25年 4月 条例施行

4 本県条例独自性の具体例について

(1) 各施設・事業等の特性や実情に応じた基準

○入所者に支障のない範囲で、施設を開放・活用した子育て支援事業を実施（保育所）

○ほふく室の有効活用

（ほふく室に区画を設けることで、乳児も一緒に保育ができるよう規定）（保育所）

○援助や指導を行う場合には、人権に配慮した環境を整えることに努める（婦人保護施設）

○スポーツ・レクリエーションの実施（障害施設）

○居室定員

省令：原則1人，ただしサービス提供上必要な場合は2人 →条例：原則1人，ただしサービス提供上必要な場合は4人以下も可能	}（特養）
--	-------

(2) 次の「3本柱」の視点からの基準

① 近い将来発生が予想される「三連動地震」への対策

○「施設の立地環境に応じた地震，津波，土砂災害，浸水被害等非常災害に対する避難などの具体的計画を立て」，「職員・利用者へわかりやすく掲示すること」を規定
（保護施設・児童施設・障害施設・高齢施設）

○非常食・飲料水の備蓄（3日間分を想定）（保護施設・障害施設・高齢施設）

○大規模災害発生時における施設間の相互応援の推進を規定
（保護施設・児童施設・障害施設・高齢施設）

※H24.6.1 社会福祉施設等関係6団体で協定締結

② 利用者等に対する「健康管理」の促進

○入所者の健康管理の観点から，健康管理推進員を配置，健康診断記録を本人・家族に伝達
（保護施設・児童施設）

○「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」の趣旨を補完するため，入所者への歯と口腔の健康づくりを促進（障害施設・高齢施設）

○食育推進担当者を配置，「食育推進計画」に掲げる取組みをさらに推進（児童施設）

③ 施設が持つ機能を最大限活かした「地域交流」の促進

○地域住民やボランティア団体との連携や協力を促進し，支え合える関係を構築するため施設を開放すること（保護施設・障害施設・高齢施設）

(参考)

条例委任する場合の基準設定の類型

基準の類型	条例に委任する場合の国が示す基準	具体的な内容例
従うべき基準 (処遇に直接影響する基本的事項)	- 必ず適合させなければならない基準 - 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	- 人員配置基準 - 居室面積基準 - 人権に直結する運営基準
標準 (一定のサービス水準維持に必要な事項)	- 通常よるべき基準 - 合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることを許容	利用定員
参酌すべき基準 (省令基準を十分参照すべき事項)	十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの	その他の施設、設備、運営基準等

保健福祉部関係で条例で基準を定める必要のある施設、事業等

法律名	対象施設・事業等
生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設
児童福祉法	- 指定障害児通所支援事業者 - 指定障害児入所施設 - 児童福祉施設
社会福祉法	- 軽費老人ホーム - 婦人保護施設
障害者自立支援法	- 指定障害福祉サービス - 指定障害者支援施設等 - 障害福祉サービス事業 - 地域活動支援センター - 障害者支援施設 - 福祉ホーム
医療法	病院等
老人福祉法	- 養護老人ホーム - 特別養護老人ホーム
介護保険法	- 指定居宅サービス - 指定介護老人福祉施設 - 介護老人保健施設 - 指定介護療養型医療施設 - 指定介護予防サービス